

日本ホスピス緩和ケア協会 定款細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会定款第 56 条の規定により、法人運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員となるものの詳細は下記の基準による。

- (1)正会員 「この法人の事業を推進する個人又は団体」とは、この法人の提示する『ホスピス緩和ケアの基準』に沿ったケアを提供する病院・診療所・訪問看護事業者等
- (2)準会員 「この法人の活動に参加する個人又は団体」とは、主に保健、医療、福祉を専門とし、あるいはボランティアなどとしてホスピス緩和ケアに関与している個人又は団体
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4)名誉会員 ホスピス緩和ケアに功労のあったもので、理事会が推薦し、総会において承認された個人又は団体

(会 費)

第3条 正会員、準会員、賛助会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 50,000 円
- (2) 準会員 10,000 円
- (3) 賛助会員 1口 5,000 円 (但し、個人会員は1口以上、団体会員は4口以上とする)

2 新入会の会員は入会の期日にかかわらずその年の会費全額を納入する。

(会員の権利)

第4条 正会員及び準会員は、定款に定めるほか、次の権利を有する。

- (1) 総会において、議長の許可を得て意見を述べること。ただし議決権は正会員のみが有する。
 - (2) 本会の行う事業に関する通知を受け、年次大会、研修会等、その他の行事に参加すること。
 - (3) 本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用し、ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (4) 本会の発行する会報その他の刊行物の配布を受けること。
 - (5) 前各号の権利は当該年度の会費の納入が行われない場合は停止される。
- 2 賛助会員は、次の権利を有する。
- (1) 本会の行う事業に関する通知を受け、年次大会、研修会等、その他の行事に参加すること。
 - (2) 本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用し、ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (3) 本会の発行する会報その他の刊行物の配布を受けること。
 - (4) 前各号の権利は当該年度の会費の納入が行われない場合は停止される。
- 3 名誉会員は、会費の納入を免除されるほかは正会員として処遇される。ただし総会における議決権は有しない。

(役員を選出)

第5条 理事は、各支部から推薦された者、及び理事会から推薦された者について、総会において選任する。

2 監事は、理事会から推薦された者について、総会において選任する。

3 役員を選出においては、ホスピス緩和ケアにかかわる専門職等の構成が反映されるよう努めなければならない。

(常任役員会)

第6条 理事長、副理事長、常任理事により常任役員会を構成する。

2 常任役員会は、定款の定め及び理事会の決議に基づいて、理事長の専決事項及び常任役員の方担事項について協議、執行する。

3 常任役員会には、事務局長が陪席するものとする。

(支部の設置)

第7条 本協会に支部を置く。

2 支部は、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区に置く。

3 各支部には、支部長及び支部事務局を置く。

4 支部運営についての細則は支部ごとに作成し、理事会の承認を得るものとする。

(委員会)

第8条 本協会に必要に応じ委員会を設置する。委員会の設置、委員長及び委員の選任、委嘱等については、理事長において決する。

(細則の変更)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

この細則は、平成 19 年 10 月 31 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

日本ホスピス緩和ケア協会 定款細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会定款第 55 条の規定により、法人運営について必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 会員となるものの詳細は下記の基準による。

- (1)正会員 「この法人の事業を推進する個人又は団体」とは、この法人の提示する『ホスピス緩和ケアの基準』に沿ったケアを提供する病院・診療所・訪問看護事業者等
- (2)準会員 「この法人の活動に参加する個人又は団体」とは、主に保健、医療、福祉を専門とし、あるいはボランティアなどとしてホスピス緩和ケアに関与している個人又は団体
- (3)賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4)名誉会員 ホスピス緩和ケアに功労のあったもので、理事会が推薦し、総会において承認された個人又は団体

(会 費)

第3条 正会員、準会員、賛助会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 50,000 円
- (2) 準会員 10,000 円
- (3) 賛助会員 1口 5,000 円 (但し、個人会員は1口以上、団体会員は4口以上とする)

2 新入会の会員は入会の期日にかかわらずその年の会費全額を納入する。

(会員の権利)

第4条 正会員及び準会員は、定款に定めるほか、次の権利を有する。

- (1) 総会において、議長の許可を得て意見を述べること。ただし議決権は正会員のみが有する。
 - (2) 本会の行う事業に関する通知を受け、年次大会、研修会等、その他の行事に参加すること。
 - (3) 本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用し、ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (4) 本会の発行する会報その他の刊行物の配布を受けること。
 - (5) 前各号の権利は当該年度の会費の納入が行われない場合は停止される。
- 2 賛助会員は、次の権利を有する。
- (1) 本会の行う事業に関する通知を受け、年次大会、研修会等、その他の行事に参加すること。
 - (2) 本会が、収集、整備する図書、資料等を、所定の規則に従って利用し、ホームページの会員限定ページを閲覧すること。
 - (3) 本会の発行する会報その他の刊行物の配布を受けること。
 - (4) 前各号の権利は当該年度の会費の納入が行われない場合は停止される。
- 3 名誉会員は、会費の納入を免除されるほかは正会員として処遇される。ただし総会における議決権は有しない。

(役員を選出)

第5条 理事は、各支部から推薦された者、及び理事会から推薦された者について、総会において選任する。

2 監事は、理事会から推薦された者について、総会において選任する。

3 役員を選出においては、ホスピス緩和ケアにかかわる専門職等の構成が反映されるよう努めなければならない。

(常任役員会)

第6条 理事長、副理事長、常任理事により常任役員会を構成する。

2 常任役員会は、定款の定め及び理事会の決議に基づいて、理事長の専決事項及び常任役員の方担事項について協議、執行する。

3 常任役員会には、事務局長が陪席するものとする。

(支部の設置)

第7条 本協会に支部を置く。

2 支部は、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区に置く。

3 各支部には、支部長及び支部事務局を置く。

4 支部運営についての細則は支部ごとに作成し、理事会の承認を得るものとする。

(委員会)

第8条 本協会に必要に応じ委員会を設置する。委員会の設置、委員長及び委員の選任、委嘱等については、理事長において決する。

(細則の変更)

第9条 この細則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

この細則は、平成 19 年 10 月 31 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。